**Creative Commons 4.0 日本語版読書会**

**2015/08/06**

**一般財団法人日本情報経済社会推進協会**

**電子情報利活用研究部**

|  |
| --- |
| この文書はクリエイティブ・コモンズ 表示 4.0 国際 ライセンスの下に提供されています。  C:\Users\1074\Desktop\88x31.png  http://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja  ■注意書き  この文書は、当協会が実施した「Creative Commons 4.0日本語版読書会」で行われたコメントややりとりを掲載しております。  http://www.jipdec.or.jp/topics/event/20150805event.html  掲載されている内容について、一切の法的な拘束力は無く、当協会は責任を負いかねます。  また、記載されている内容は、特定の団体や組織の意見を代表するものではありません。  ■著作権について  この文書における、Creative Commonsのリーガルコード部分を除く、コメントおよび質問と回答の著作権は、それぞれの記載者に所属します。  この文書の配信にあたっては、当協会を代表としてCC-BY 4.0国際ライセンスのもとに配信を行うことに同意をいただいております。利用にあたっては、「一般財団法人日本情報経済社会推進協会」へのクレジット表記をお願いします。 |

# Creative Commons 表示 4.0 国際 リーガルコード

-- original text from : <https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/legalcode.ja>

クリエイティブ・コモンズ・コーポレーション（「クリエイティブ・コモンズ」）は法律事務所ではなく、法律業務または法的な助言を提供するものではありません。クリエイティブ・コモンズ・パブリック・ライセンスの配布は、法律家と依頼者または他の関係性を形成するものではありません。クリエイティブ・コモンズは、ライセンスや関連する情報を現状有姿の状態で提供します。クリエイティブ・コモンズは、クリエイティブ・コモンズのライセンス自体、それらの条項のもとでライセンスされた一切のマテリアルまたは関連する情報に関し、いかなる保証も行いません。クリエイティブ・コモンズは、最大限可能な範囲で、本ライセンスの利用の結果生じた損害に関するいかなる責任も負いません。

**クリエイティブ・コモンズ・パブリック・ライセンスの利用について**

クリエイティブ・コモンズ・パブリック・ライセンスは、作者や他の権利者のみなさまが、著作権および下記パブリック・ライセンスにおいて特定されるその他の権利が帰属する原作品およびその他のマテリアルを共有するために利用できる条項の標準的なセットを提供しています。以下の留意事項は、情報提供の目的だけのものであり、網羅的ではなく、クリエイティブ・コモンズのライセンスの一部を構成するものではありません。

**ライセンスする方のための留意事項：** クリエイティブ・コモンズのパブリック・ライセンスは、著作権その他一定の権利により制限されている方法によるマテリアルの利用を公衆に対して許諾する権限を持つ方によって使われることを意図しています。クリエイティブ・コモンズのライセンスは取消すことができません。ライセンスする方は、自分が選択するライセンスを適用する前に、その条項を読み、理解するべきです。また、ライセンスする方は、公衆が期待通りにマテリアルを再利用できるようにするために、 本ライセンスを適用する前に、必要となる一切の権利を取得・処理するべきです。ライセンスする方は、本ライセンスの対象とならないマテリアルを明示するべきです。これはクリエイティブ・コモンズ・ライセンスが付与された他のマテリアル、または著作権法上の例外や権利制限に基づいて利用されているマテリアルも含みます。[ライセンスする方のためのより詳細な留意事項はこちらをご覧ください。](https://wiki.creativecommons.org/Considerations_for_licensors_and_licensees#Considerations_for_licensors)

**公衆のための留意事項：** クリエイティブ・コモンズのパブリック・ライセンスの1つを利用することにより、ライセンスする方は、公衆に対し、指定された条項の下で、ライセンスされたマテリアルの利用を許諾します。たとえば、著作権法上の例外や権利制限が適用されるなど、いかなる理由であれ、ライセンスする方の許諾が必要ではない場合、その利用はライセンスにより制限されません。クリエイティブ・コモンズのライセンスは、ライセンスする方が許諾する権限を有している著作権その他一定の権利下におけるライセンスだけを付与します。ライセンスされたマテリアルは、そのマテリアルに関し第三者が著作権またはその他の権利を有しているなどの理由から、利用が制限される可能性があります。ライセンスする方は、すべての変更を表示または記述することをリクエストするなど、特別なリクエストをすることができます。クリエイティブ・コモンズ・ライセンスにより必要とされるものではありませんが、あなたは、合理的な範囲でこれらのリクエストを尊重する ことが奨励されます。 [公衆のためのより詳細な留意事項はこちらをご覧ください。](https://wiki.creativecommons.org/Considerations_for_licensors_and_licensees#Considerations_for_licensees)

### クリエイティブ・コモンズ 表示 4.0 国際 パブリック・ライセンス

ライセンスされた権利（定義は後述します）の行使により、あなたは、クリエイティブ・コモンズ 表示 4.0 国際 パブリック・ライセンス（以下「パブリック・ライセンス」といいます）の条項に規律されることを受諾し、同意します。本パブリック・ライセンスが契約と解 釈されるであろう範囲において、あなたはこれらの利用条件のあなたによる受諾と引き換えにライセンスされた権利を付与されます。そして、許諾者は、あなたに対し、それらの条項のもとでライセンス対象物を利用可能にすることから許諾者が受領する利益と引き換えに、そのような権利を付与します。

**第1条　定義**

1. **「翻案物」**とは、著作権およびそれに類する権利の対象となり、ライセンス対象物について許諾者が有する著作権およびそれに類する権利に基づく許諾が必要とされるような形で、翻訳され、改変され、編集され、変形され、またはその他の方法により変更されたマテリアルで、ライセンス対象物から派生したか、またはライセンス対象物に基づくものを意味します。本パブリック・ライセンスにおいては、ライセンス対象物が音楽作品、実演または録音物で、これらが動画と同期させられる場合には、翻案物が常に作成されることになります。
2. **「翻案者のライセンス」**とは、翻案物に対してあなたが寄与した部分に生じる、あなたの著作権およびそれに類する権利について、本パブリック・ライセンスの条項に従って、あなたが適用するライセンスのことをいいます。
3. **「著作権およびそれに類する権利」**とは、その権利がどのように名づけられ、または分類されるかにかかわらず、著作権および／または著作権に密接に関係する類似の権利をいいます（実演、放送、録音物、およびデータベース権を含むが、これに限られません）。本パブリック・ライセンスにおいては、[第2条(b)(1)および(2)](https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/#s2b)において規定される権利は、著作権およびそれに類する権利ではありません。
4. **「効果的な技術的保護手段」**とは、1996年12月20日に採択されたWIPO著作権条約第11条、および／または類似の国際協定の義務を満たす諸法規の下で、正当な権限なしに回避されてはならないものとされる諸手段をいいます。
5. **「例外および権利制限」**とは、ライセンス対象物をあなたが利用する場合に適用される、フェアユース、フェアディーリングおよび／または著作権およびそれに類する権利に対するその他の例外もしくは権利制限をいいます。
6. **「ライセンス対象物」**とは、許諾者が本パブリック・ライセンスを適用した美術的または文学的著作物、データベース、またはその他のマテリアルを意味します。
7. **「ライセンスされた権利」**とは、本パブリック・ライセンスの条項に基づき、あなたに与えられる権利をいい、かかる権利は、あなたによるライセンス対象物の利用に適用され、かつ、許諾者がライセンスする権限を有する、全ての著作権およびそれに類する権利に限定されます。
8. **「許諾者」**とは、本パブリック・ライセンスのもとで権利を付与する個人または団体を意味します。
9. **「共有」**とは、複製、公開の展示、公開の上演・演奏、頒布、配布、通信または輸入のような、ライセンスされた権利に関する許諾を必要とするような手段または手法により、公衆に対しマテリアルを提供すること、および、公衆がマテリアルを利用で きるようにすること（公衆の各人が、自ら独自に場所および時間を選択してマテリアルにアクセスすることができる方法を含みます）を意味します。
10. **「データベース権」**とは、データベースの法的保護に関する1996年3月11日の欧州議会および理事会指令 96/9/ECの結果として生じた、著作権以外の権利、（この指令が修正および／または継承された場合それらを反映したもの）、および、世界中の本質的に同等な権利を意味します。
11. **「あなた」**とは、本パブリック・ライセンスのもとでライセンスされた権利を行使する個人または団体をいいます。**「あなたの」**もそれに対応した意味となります。

**第2条　範囲**

1. **ライセンス付与**
   1. 本パブリック・ライセンスの条項に従い、許諾者はあなたに対し、ライセンス対象物について、以下に掲げるライセンスされた権利を行使できる全世界的な、無償、再許諾不可、非排他的、かつ取消不可なライセンスを付与します：

A. ライセンス対象物の全部または一部を、複製および共有すること、ならびに

B. 翻案物を作成、複製および共有すること

* 1. 例外および権利制限　誤解を避けるために記すと、例外および権利制限があなたの利用に適用される部分については、本パブリック・ライセンスは適用されず、あなたは本パブリック・ライセンスの条項に従う必要はありません。
  2. 有効期間　本パブリック・ライセンスの有効期間は[第6条(a)](https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/#s6a)にて規定されます。
  3. 媒体および形式；許可される技術的改変　許諾者は、あなたに対し、あらゆる媒体や形式（現在知られているか、または今後作られるか否かを問いません）において、ライセンスされた権利を行使する権限、およびその行使に必要とされる技術的な改変を行う権限を付与します。許諾者は、あなたが、ライセンスされた権利を行使するために必要とされる技術的な改変（効果的な技術的保護手段を回避するために必要とされる技術的な改変を含みます）を禁止するいかなる権利または権限を放棄し、および／またはこれらの権利または権限を行使しないことに同意します。本パブリック・ライセンスにおいては、[本第2条(a)(4)](https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/#s2a4)により認められる改変をするだけでは翻案物を作り出すことにはなりません。
  4. ダウンストリーム（下流側）の受領者
     1. 許諾者からの申し出－ライセンス対象物　ライセンス対象物の受領者は、許諾者から本パブリック・ライセンスの条項の下でライセンスされた権利を行使できるという申出を自動的に受け取ります。
     2. ダウンストリーム（下流側）への制限の禁止　あなたは、ライセンス対象物の受領者がライセンスされた権利を行使するのを制限されることになる場合には、ライセンス対象物に対して、いかなる追加条項または異なる条項も提案または課してはならず、あるいは、いかなる効果的な技術的保護手段も適用してはなりません。
  5. 支持表明がないこと　許諾者または[第3条3(a)(1)(A)(i)](https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/#s3a1Ai)に 定められている許諾者以外のクレジット表示の対象として指定されている者が、あなたまたはライセンス対象物のあなたによる利用について、関連している、援助・支持している、あるいは正式な地位を付与している、と主張または示唆することを本パブリック・ライセンスは許諾しておらず、またはそのように解釈されてはなりません。

**b. その他の権利**

1. 同一性保持の権利のような著作者人格権は、本パブリック・ライセンスのもとではライセンスされません。パブリシティ権、プライバシー権、および／または他の類似した人格権も同様です。ただし、可能なかぎり、許諾者は、あなたがライセンスされた権利を行使するために必要とされる範囲内で、また、その範囲内でのみ、許諾者の保持する、いかなるそのような権利を放棄し、および／または主張しないことに同意します。
2. 特許権および商標権は本パブリック・ライセンスのもとではライセンスされません。
3. 可能なかぎり、許諾者は、ライセンスされた権利の行使について、直接か、または任意のもしくは放棄可能な法定のもしくは強制的なライセンスに関する仕組みに基づく集中管理団体を介するかを問わず、あなたからライセンス料を得るいかなる権利も放棄します。その他一切の場合におい て、許諾者はそのようなライセンス料を得るいかなる権利も明確に保持します。

**第3条　ライセンス利用条件**

ライセンスされた権利をあなたが行使するにあたっては、以下に記載された諸条件に従う必要があります。

1. **表示**
   1. あなたがライセンス対象物（変更されたものを含む）を共有する場合は以下のことを行う必要があります：
2. ライセンス対象物と共に許諾者から提供されていれば、以下のものを保持すること。

i. ライセンス対象物の作者その他クレジット表示される者として許諾者によって指定されている者を識別する情報を、いかなる形であれ許諾者によってリクエストされた形が合理的である場合はその形で（指定されている場合は仮名も含む）

ii. 著作権表示

iii. 本パブリック・ライセンスを参照する表示

iv. 「無保証」を参照する表示

v. 合理的に実施可能な場合には、ライセンス対象物のURIまたはライセンス対象物へのハイパーリンク

1. ライセンス対象物を改変した場合はその旨を記し、従前の改変点についての表示も保持すること。
2. ライセンス対象物が本パブリック・ライセンスに基づきライセンスされていることを示すこと、および、本パブリック・ライセンスの全文またはそのURIか本パブリック・ライセンスへのハイパーリンクのいずれかを含めること。
   1. [第3条(a)(1)](https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/#s3a1)の条件は、あなたがライセンス対象物を共有する媒体・方法・文脈に照らして、いかなる合理的な方法でも満たすことができます。例えば、必要とされる情報を含むリソースのURIやハイパーリンクを付すことで条件を満たすことが合理的な場合があります。
   2. 許諾者からリクエストされれば、あなたは[第3条(a)(1)(A)](https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/#s3a1A)に掲げるいかなる情報も合理的に実施可能な範囲で削除しなければなりません。
   3. あなたが作成した翻案物を共有する場合、あなたが付与する翻案者のライセンスは、翻案物の受領者が本パブリック・ライセンスを遵守することを妨げてはなりません。

**第4条　データベース権**

ライセンスされた権利にデータベース権が含まれており、ライセンス対象物のあなたの利用に適用される場合：

1. 誤解を避けるために記すと、[第2条(a)(1)](https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/" \l "s2a1)に従い、データベースの全てまたは実質的な部分のコンテンツの抽出、再利用、複製または共有をする権利をあなたに与えます。
2. あなたがデータベース権を持つデータベースに、あなたが、本データベースのコンテンツの全てまたは実質的な部分を含める場合、あなたがデータベース権を持つデータベース（ただし、個々のコンテンツではありません）は翻案物となります。
3. あなたは、データベースのコンテンツの全てまたは実質的な部分を共有する場合は、[第3条(a)](https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/#s3a)の条件に従わなくてはなりません。

誤解を避けるために記すと、[本第4条](https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/#s4)は、ライセンスされた権利が他の著作権およびそれに類する権利を含む場合の本パブリック・ライセンス下でのあなたの義務に追加されるものであり、置き換えるものではありません。

**第5条　無保証および責任制限**

1. **許諾者が別途合意しない限り、許諾者は可能な範囲において、ライセンス対象物を現状有姿のまま、現在可能な限りで提供し、明示、黙示、法令上、その他に関わらずライセンス対象物について一切の表明または保証をしません。これには、権利の帰属、商品性、特定の利用目的への適合性、権利侵害の不存在、隠れた瑕疵その他の瑕疵の不存在、正確性または誤りの存在もしくは不存在を含みますが、これに限られず、既知であるか否か、発見可能であるか否かを問いません。全部または一部の無保証が認められない場合、この無保証はあなたには適用されないこともあります。**
2. **可能な範囲において、本パブリック・ライセンスもしくはライセンス対象物の利用によって起きうる直接、特別、 間接、偶発、結果的、懲罰的その他の損失、コスト、出費または損害について、例え損失、コスト、出費、損害の可能性について許諾者が知らされていたとして も、許諾者は、あなたに対し、いかなる法理（過失を含みますがこれに限られません）その他に基づいても責任を負いません。全部または一部の責任制限が認められない場合、この制限はあなたには適用されないこともあります。**
3. 上記の無保証および責任制限は、可能な範囲において、全責任の完全な免責および免除に最も近いものとして解釈するものとします。

**第6条　期間および終了**

1. 本パブリック・ライセンスは、ここでライセンスされた著作権およびそれに類する権利が有効な期間、適用されます。しかし、もしあなたが本パブリック・ライセンスに違反すると、本パブリック・ライセンスに定めるあなたの権利は自動的に終了します。
2. ライセンス対象物をあなたが利用する権利が[第6条(a)](https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/#s6a)の事由により終了した場合でも：
   1. あなたが違反を発見してから30日以内に違反を是正した場合に限り、違反を是正したその日に、自動的に復活します。または、
   2. 許諾者により権利の復活を明示された場合に、復活します。

誤解を避けるために記すと、[本第6条(b)](https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/" \l "s6b)は、許諾者が、あなたの本パブリック・ライセンスに関する違反に対する救済を求めるために有するであろういかなる権利にも影響を及ぼしません。

1. 誤解を避けるために記すと、許諾者は、いつでも、別の条項の下でライセンス対象物を提供したり、ライセンス対象物の配布を停止することができます。しかし、その場合でも、本パブリック・ライセンスは終了しません。
2. [第1条](https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/#s1)、[第5条](https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/#s5)、[第6条](https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/#s6)、[第7条](https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/#s7)、[第8条](https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/#s8)は、本パブリック・ライセンスが終了してもなお有効に存続します。

**第7条　その他の条項**

1. 許諾者は、明確に合意しない限り、あなたが通知するいかなる追加のまたは異なる条項にも拘束されません。
2. ライセンス対象物に関する取り決め、了解事項または合意でここに言明されていない一切のものは、本パブリック・ライセンスの条項とは切り離され、独立したものです。

**第8条　解釈**

1. 誤解を避けるために記すと、本パブリック・ライセンスは、本パブリック・ライセンスによる許諾に基づかない、ライセンス対象物のいかなる合法的な利用も縮小したり、限定したり、制限したり、条件を課したりするものではなく、またそのように解釈されてはなりません。
2. 可能な範囲で、本パブリック・ライセンスのいずれかの規定が執行不能とみなされた場合には、本パブリック・ライセンスは、執行可能とするために必要最小限度の範囲で自動的に変更されます。もしある規定の変更が不可能な場合には、その他の条項の執行可能性に影響を与えることなく、当該規定は本パブリック・ライセンスから切り離されます。
3. 本パブリック・ライセンスのいかなる条項も、許諾者の明確な合意なしには、放棄されることはなく、また、順守しないことに同意することはありません。
4. 本パブリック・ライセンスのいかなる条項も、許諾者やあなたに適用される、あらゆる特権や免責（司法権や当局の法的手続からの特権や免責を含む）に対する制限や放棄を構成するものではなく、またそのように解釈されるものではありません。

クリエイティブ・コモンズは、クリエイティブ・コモンズ・パブリック・ライセンスの当事者ではありません。ただし、クリエイティブ・コモンズは、自らが公開するマテリアルに、自らのパブリック・ライセンスのいずれかを適用すると決定することができ、その場合には許諾者とみなされます。クリエイティブ・コモンズ・パブリック・ライセンスの文章は[CC0パブリック・ドメイン宣言](https://creativecommons.org/publicdomain/zero/1.0/legalcode.ja)のもとで提供されています。本マテリアルがクリエイティブ・コモンズ・パブリック・ライセンスで共有されていることを公衆に示すという限られた目的の場合、または[creativecommons.org/policies](https://creativecommons.org/policies)で公表されているクリエイティブ・コモンズの方針に基づいて許容される場合を除き、クリエイティブ・コモンズは、クリエイティブ・コモンズとの事前の書面による同意なしに、「クリエイティブ・コモンズ」の商標や関連商標もしくはクリエイティブ・コモンズのロゴを使用することを認めていません。ここで認められていない使用には、クリエイティブ・コモンズのパブリック・ライセンスの許可されていない改変との関係での利用、その他のライセンスされたマテリアルの利用に関するいかなる取り決め、了解事項または合意との関係での利用を含みますが、これらに限られません。誤解を避けるために記すと、この項はパブリック・ ライセンスの一部ではありません。

クリエイティブ・コモンズには[creativecommons.org](https://creativecommons.org/)から連絡することができます。

# **ライセンス全体に関する質問**

Q1-1. Creative Commons 4.0は、日本国著作権法との適合性がとれているのか？

A. ver 3.0 までの改訂プロセスを経て、著作者人格権や集中管理団体の法的位置づけなどに関して国際的なバリエーションを吸収するような文言の作成を進めてきた。日本の著作権法ともその意味では適合性がとれていると言える。

　公序良俗に反するなどの形でライセンスの一部が無効になったとしても、8条bにはそれ以外の部分を維持するための仕組みが盛り込まれている。無保証と責任制限のところにも、似たような形で「可能な範囲で」という文言が入っている。

　パブリックライセンス一般について、そもそも意図したような形でライセンスとして機能するのかについては、国内には判例はないのではないか。海外ではGPLなどに関連した判例もあるし、CCがとりあげられた判例もあったはず。基本的にサプライズは起きていないようだ。

人格権＝行使しません、というライセンス文になっている。

公序良俗＝ライセンスの一部が現行法での執行が不能の場合、その部分のみ、第8条bに記載あるとおり、自動的にライセンスから切り離される。責任放棄、無保証についても同様の処置。

Q1-2. Creative Commons JapanのFAQ（ <http://creativecommons.jp/faq/#b19>）によると、「クリエイティブ・コモンズ・ライセンスでは、著作者及び実演家の名誉又は声望を害するような改変による二次的著作物の創作を認めていません（クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの利用者がND（改変禁止）条件をつけている場合には、名誉又は声望を害するかどうかを問わず一切の改変による二次的著作物の創作が認められません）。したがって、自分の作品を好ましくない方法で利用された場合、作品の創作者の方は、著作者人格権に基づいて、訴えを提起することができることがあります。」

とありますが、

第2条　b. その他の権利 1. には

「同一性保持の権利のような著作者人格権は、本パブリック・ライセンスのもとではライセンスされません。パブリシティ権、プライバシー権、および／または他の類似した人格権も同様です。ただし、可能なかぎり、許諾者は、あなたがライセンスされた権利を行使するために必要とされる範囲内で、また、その範囲内でのみ、許諾者の保持する、いかなるそのような権利を放棄し、および／または主張しないことに同意します。」

との記載があります。

これは、CC-BY 4.0においては「許諾者は著作者人格権に基づいて訴えを提起することはできない」という解釈になるのでしょうか？

A.訴えを提起するのに理由はいらないので、訴え自体が可能かといえば、可能である。ただし、それが認められるかどうかは別。ただし、実務上で広く行われていることまで認めない、ということにはならないだろうと考えられる。

著作者の人格を「ひどく」傷つける行為については、別途法廷で争う必要がある。

もし不行使特約が有効ではない、という判例がでると、かなりの混乱が生じるだろう。

日本では著作者人格権が放棄できないので、不行使特約にした経緯がある。

信用、名誉毀損をもとにした訴えをおこすことは可能なのか？

第2条b1の、「可能な限り」という文言がどこまで効力を持つかが課題になるのではないか。

自撮りを公開した場合人格権は、自分の人格権の行使にあたるため、CCでは人格権を可能な限り放棄する、という解釈になってしまうが、その理解でよいのか。

人格権の中には「名誉毀損」で問題になるような名誉権も含まれますが、あまりにもひどい人格権の侵害については、「いくら行使しないと約束したとは言えそんなひどい仕打ちに対してまで、人格権を行使しないと約束したわけではない」ということになるかも知れません。なぜなら、そういうひどい仕打ちに対しても権利を行使しないという約束をすること自体が、民法の「公序良俗」に反する契約ということになり、法律的には効力を持たないということになるかも知れないので。

でも、改変を認めておきながら、「意に反した改変だ」とあれこれ文句をつけるというのは、理屈としては（裁判では）通りにくいのではないか、と思います。

Q1-3. CC-BYで、著作者の名前を表示しなくてよい、とした場合に、下流の利用者が、もともとの著作者を遡ることができなくなってしまうのではないか。（特に、多段で下流利用した場合）ロンダリングに使われるおそれなど。

A. 「遡り」はいろいろな意味で難しい問題のような気がします。ありふれた作品名と著作者名だと、そもそも遡れない、という問題もありますし。

　ロンダリングに使われる、というのが「著作者ではない人が著作者であるように主張する」ということだとすると、そういうことをする許諾まではCCライセンスには含まれていないかも知れません。「著作者名のない曲を改変しました」と言うのはOKでも、「私の曲です」とは言えないかも、と。

Q1-4. BYの主体となるのは、著作権者なのか？ 「それに類する」に所有者・所有権・不法行為などがどう含まれてくるのか。保護期間切れ、創作性がないなど本来著作権を主張できない博物館などの所蔵物を公開する際に、そうした権利としてその他クレジット表示されるものとして許諾者によって指定されている者財として対象物を保有する主体がBYの主体（BY= ○○博物館）とすることが可能なのか。（日本法では、本来、対象に著作権を持たない主体が、著作権者であるように振る舞うことが禁止されているため。著作権法１２１条）

A. CCライセンスの冒頭近くに「**ライセンスする方のための留意事項：** 」というセクションがあり、CCライセンスの許諾者になる人は、関係する権利者全部を取得・処理できる人であるべき、と説明しています。

　理論的には、ある作詞家が「自分はこの楽曲について作詞家としての権利しか持っていないが、作曲家の権利、演奏者などの実演家の権利、レーベルなどの隣接権については、ウェブ上で公開するのは問題ないという取り決めがしてあるので、作詞家としての自分の権利だけをCCライセンスして、ウェブに公開する」ということをしても、その作詞家は、それだけであれば他の人の権利を侵害することにはならない、と言えます。ただ、そういう「部分的にしかCCライセンスされていないコンテンツ」は使いづらいし、事情をよくわからない（著作権法をよく知らない人を含め）人による侵害を招きかねないので、ライセンスの冒頭では、全ての権利を取得・処理すべきとしているのだと思います。

Q1-5. 同じデータに対して複数のライセンスがついている場合はどうなるのか。例えば日本政府がdata.go.jp経由ではクリエイティブ・コモンズを適用しているが、実際に参照されているデータは各省庁のサイトでAll rights reservedだったり政府標準利用規約だったりが適用されるという状態になっている。(政府の場合はないとおもうが)仮に片方からライセンス違反なり著作権侵害だと言われたときに、どこから受けたかを利用者側が立証する必要があるのか?

A. Q3-4にて後述。

Q1-6. 一度CCとして公開したものを、何らかの理由により取りやめたい、あるいは別のライセンスに変更したいとなったときに、それまで公開したものの扱いはどうなるのか?

A.既に公開されていたものを受け取った人のライセンスが取り消されることはありません。でも、公開を取りやめるかどうかは許諾者が決められることです。

Q3-5にも回答あり。

Q1-7. オープンデータに特許や商標があるようなものがあった場合、どうなるのでしょうか。例えばロゴ等のマークのようなものは商標が関わってくるとおもいます。

A.別途許諾がなければ、特許権や商標権に関する利用はできない、ということになると思います。

Q1-8. データベース権が明示的に言及されるようになったが、これは日本法の適用される文脈ではどういう意味を持つのか？

A.日本法上はデータベース権は存在しない。ということは、（他の法律に反しない限り）他人のデータベースを自由に使えないというような事情がない。ということで、ライセンスは不要だし、CCライセンスに従う必要もなく利用できる。

　ただし、ライバル会社の事業用データベースをコピーして使うことが不法行為や、不正競争防止法に照らして問題になるかどうかは要注意。これもデータベース権と同等の権利として許諾されているともとれる。

Q1-9.　（会の冒頭の解説にあった）「表示義務の免除」はライセンス分ではどの部分に該当するのでしょうか？

A. 第8条cが該当します。

# **ユースケースに関する質問**

Q2-1. 第2条　範囲　a.ライセンス付与　5.ダウンストリーム（下流側）の受領者　B.ダウンストリーム（下流側）への制限の禁止　の解釈について。

例えばCC-BYで配布されているデータの二次著作物をCC-BY-NCで配布する、といった行為も「ライセンス対象物の受領者がライセンスされた権利を行使するのを制限」に該当する＝禁止事項となるのでしょうか？

また、どういった行為が禁止となるのか具体例を知りたいです。

A. BY-NCで配布することは、その翻案物の営利利用は禁止できますが、翻案する前の原作品の利用については、CC BYのままですよね。なので、これは下流側への制限にはあたらないと思います。

これに対して、「この翻案物を利用する人は、原作品を営利目的で利用しないことに同意するものとします」みたいな条項を含むライセンスで提供した場合には、それを受け取る人に、原作品のライセンスでは許諾されていることをできないようにしてしまうので、下流側への制限にあたると思います。

Q2-3. 第3条　ライセンス利用条件　a.表示　B

によると、例えばAさんがCC-BYで公開したデータを使ってBさんがデータベースを作って定期的に独自データを追加する場合、Bさんのデータベースを利用してアプリケーションを作っているCさんはABによる全ての改変を記載しなければいけないのか？

A. 「その旨を記し」とあるので、改変をしたことを記載するだけでよく、改変の内容の説明までは記載しなくてよいかと思います。

Q2-4. 非営利について。二次利用したデータを直接的な対価を得ない目的で営利利用するケース、例えば、ソフトウェア等に無償でバンドルし、ソフトウェアを有償販売する場合は「非営利」に該当するのか。

A. 非営利の定義は「商業的な利得や金銭的報酬を、主たる目的とせず、それらに主に向けられてもいない」なので、金銭的な報酬を直接得ていなくてもソフトウェアの有償販売を促進するという商業的な利得を得ることを主たる目的としている、と判断されると、非営利ではない、ということになるように思いました。

# **当日会場での質疑応答**

Q3-1. 第 4条（データベース権）における、「実質的な部分」については、ＦＡＱを用意して想定範囲/解釈を示した方がよさそう（ここはＯＳＭでの既存議論を参考にさせて頂きたい）。つまり、二次的著作物としてのデータベースの具体想定の例示。

A. CCは一般に、ベルヌ条約など国際的な法律の概念・用語体系を使ってライセンスを組み立てているので、そうした概念の具体的な解釈は法廷に委ねられることになるような気がします。GPLは逆に、法律上使われていないような独自の概念体系を作り、ライセンスの意味を確立しようとしているように見えます。

Q3-2. 第3条a.1.B「ライセンス対象物を改変した場合は・・・」の条項について、たとえば、二次著作物において、一次著作物が既に原著作物を改変し、その改変内容を明記している場合、二次著作物での改変点と併せて明記するという理解でよいでしょうか？特にデータベースの二次著作物を想定した場合、どのような加工を行ったかのトレースを行うことができるので有効だとは考えますが、煩雑といえば煩雑かも・・・

A. 改変内容を説明・記録する義務が規定されているわけではなくて、改変した事を明記する義務が規定されているだけなので、良くも悪くも、そういう複雑な（でも情報量の多い）事態にはなりにくいように思います。ソフトウェアの世界では改変の差分を明記するように、といった類の規定の入ったライセンスがあったかと思いますが、CCのこの規定は似て非なるものかなと思いました。

※質問への追記：本質問は「ODbL 4.6b節」を念頭において質問したものですが、CC4.0では「改変を行ったこと」のみ明記すればよいということで了解しました。

Q3-3. 特許、商標は対象外ということの意味は？

A. 本ライセンスは、著作権またはそれに類する権利のみを対象とし、他の知的財産権である特許権や商標権は本ライセンスによってはライセンスされない、という意味。なお、特許権や商標権として登録されているかどうか、利用者は自分で調査する必要がある。

CCを付与した公開が行われる際には、許諾者は、当該コンテンツに特許権、商標権が存在することを明記してあげる運用があるとよいのではないか。ロゴの扱いには注意。（「ライセンスする方のための留意事項：」において、「ライセンスする方は、本ライセンスの対象とならないマテリアルを明示するべきです」と言及されている）

CCライセンスは、ソースコード・プログラムへの適用を推奨していない（ただし、CC0のみ推奨している）。

Q3-4. CC以外に利用規約をつけた場合、どちらのライセンスに従うべきか。

A. （案ではあるが）デュアルライセンスとして理解できるのであれば、問題がないと解釈できるのではないだろうか。

ただし、 デュアルライセンスを設定した場合、違反行為に対しての立証責任がどちらにあるか（権利者なのか、それとも利用者なのか）は、裁判をとおして判例を求める必要がある。

Q3-5. CCを取り消す際の処理

A. 過去に流通したデータについては止めることはできない

　2014年の一年間CC-BY 2.1 日本ライセンスの下でデータをオンラインで提供し、2015年1月1日から提供を取りやめた（ネット上での公開もやめる、など）場合でも、2014年の間にデータをCC BYライセンスで受け取った人は、そのライセンスに従って2015年にも使い続けることができるし、CC BYライセンスの条件を守れば他の人にそのデータを提供することもできる。